

【相談員研修会&労働フォーラム】事前アンケート③

※該当する口に☑を入れ、項目が足りない時はその他へ記入をお願いします。

1. 都道府県名（ ） 都・道・府・県

2. ハローワークの数

① ☐ （ ）箇所

② ☐ 昨年度と同じ

I. 手話協力員の配置について

3. 手話協力員配置ハローワーク数

① ☐ （ ）箇所

② ☐ 昨年度と同じ

4. 手話協力員の稼働時間について

① ☐ 月7時間の枠の中で調整

② ☐ 月8時間の枠の中で調整

③ ☐ 年間予算の中で調整

④ ☐ その他（ ）

⑤ ☐ 昨年度と同じ

5. 手話協力員配置状況

① ☐ 毎日 定時間配置 （ ）時間 （ ）箇所

② ☐ 決まった曜日

4回/月 （ ）時間 （ ）箇所

3回/月 （ ）時間 （ ）箇所

2回/月 （ ）時間 （ ）箇所

1回/月 （ ）時間 （ ）箇所

配置なし （ ）箇所

③ ☐ 昨年度と同じ

6. 手話協力員配置の考え方

① ☐ きこえない人の来所状況に合わせて労働局(又はハローワーク)が決める

② ☐ 地理的条件で決めている

③ ☐ 交渉の結果設置個所が増えた

④ ☐ その他（ ）

⑤ ☐ 昨年度と同じ

Ⅱ. 手話協力員の業務について

7. 手話協力員の窓口相談の内容

- ① ☐ 求職相談
- ② ☐ 離職相談
- ③ ☐ 仕事の悩み
- ④ ☐ 雇用保険受給
- ⑤ ☐ 訓練の申込 (具体的な訓練名: _____)
- ⑥ ☐ その他 (_____)

8. 手話協力員の職場定着指導について

- ① ☐ 訪問している →
 - ① ☐ 事業所からの問い合わせ
 - ② ☐ ハローワークからの問い合わせ
 - ③ ☐ その他 (_____)
- ② ☐ 訪問していない → 意見があればお書きください
(_____)
- ③ ☐ その他 (_____)

9. 求職先の面接同行について

- ① ☐ 手話協力員の同行はない(本人1人で行く)
- ② ☐ 手話協力員と本人の2人で行く
- ③ ☐ 手話協力員、相談員(又は職員)と本人の3人で行く
- ④ ☐ 本人が手話通訳者を依頼し2人で行く →
 - ☐ 登録手話通訳者
 - ☐ 専任手話通訳者
 - ☐ 非常勤手話通訳者
- ⑤ ☐ その他 (_____)

10. 合同面接会について

- ① ☐ 手話協力員として参加する
- ② ☐ 登録通訳者として参加する
- ③ ☐ 参加していない
- ④ ☐ その他 (_____)

11. 手話協力員配置日以外の窓口対応について

- ① ☐ 筆談
- ② ☐ 手話(手話通訳ができる相談員・職員がいる: _____箇所)
- ③ ☐ 本人が手話通訳者と同行する
- ④ ☐ その他(_____)

Ⅲ. 手話協力員の身分について

12. 手話協力員契約の形

- ① ☐ 個人委嘱 ☐ 協会の推薦 ☐ あり ・ ☐ なし
☐ 公募あり 主催は (☐ 協会 ・ ☐ 労働局 ・ ☐ ハローワーク)
☐ その他 (_____)
- ② ☐ 非常勤嘱託 ☐ 協会の推薦
☐ ハローワーク(又は労働局)公募
☐ その他 (_____)
- ③ ☐ その他 (_____)

13. 手話協力員の稼働日の交通費・時給について

- ① ☐ 交通費は出ている、 ☐ 交通費は 出していない
- ② ☐ 時給は、 (_____ 円)
- ③ ☐ その他 (_____)

14. 手話協力員の研修について

- ① ☐ 公的な研修会有る → 主催は (ハローワーク ・ 労働局)
回数は年に _____ 回
- ② ☐ 自主的な研修をしている
回数は年に _____ 回
主催は (_____)
- ③ ☐ なし (_____)

Ⅳ. 他との連携について

15. 手話協力員の会議について

- ① ☐ 定期的に会議をしている → 年・月 _____ 回
交通費は (☐ 実費支給 ☐ なし)
- ② ☐ 集まらないが、メール等で連絡をとっている
- ③ ☐ 個人的に集まり、話し合うことがある
- ④ ☐ 他の手話協力員と話し合うことはない

16. 協会労働部と手話協力員の連携について

- ① ☐ あり ☐ 通研労働班として
☐ 手話協力員班として
☐ その他 (_____)
- ② ☐ なし

16-1 16でありと答えた方 協会労働部と手話協力員の会議は開いていますか

- ①会議を開いている ☐ 年に_____回
☐ 必要に合わせて開いている

- ②会議への参加交通費は ☐ 実費の支給あり
☐ なし

③一緒に取り組んでいる活動があれば下記に内容を記入してください。

具体的な内容（_____）

V. その他

17. 2016年4月より施行された障害者差別解消法及び2019年の改正障害者雇用促進法について、きこえない人の就労上、効果はあったと思いますか？下記の（１）と（２）のそれぞれの場面について、①～③のうち１つだけに○を付けてください。また①「あり」と②「なし」のどちらかに○を付けたときは具体的内容も教えてください。

（１）求職活動上の差別に対する効果

- ① ☐ あり ② ☐ なし ③ ☐ わからない ④ ☐ 変わらない

具体的内容

（_____）

（２）職場での合理的配慮提供促進上の効果

- ① ☐ あり ② ☐ なし ③ ☐ わからない ④ ☐ 変わらない

具体的内容

（_____）

18. その他 ご意見などがあれば記入してください。

ご協力ありがとうございました。

※回答内容は当日配布資料に掲載させていただきますので、ご了承ください。